



平成 29 年 5 月 10 日

各 位

会社名 東 ソ ー 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 山本 寿宣
(コード番号 4042 東証第1部)
問合せ先 総務部長 井戸 克行
(TEL 03-5427-5101)

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款一部変更について決議いたしました。また、同取締役会において、本年 6 月 28 日開催予定の第 118 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合について付議することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所が、全ての国内上場会社の売買単位を 100 株に統一する期限を平成 30 年 10 月 1 日に定めましたことから、当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この要請に応えるものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、当社普通株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更するにあたり、変更後も当社株式の売買単位あたりの価格について、証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）を維持するために、当社株式について2株を1株にする併合を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・比率

平成29年10月1日をもって、同年9月30日の最終株主名簿に記録された株主様の所有株式を基準に、2株につき1株をもって併合いたします。

③併合により減少する株式数

| | |
|-----------------------------|--------------|
| 株式併合前の発行済株式総数(平成29年3月31日現在) | 650,161,912株 |
| 株式併合により減少する株式数 | 325,080,956株 |
| 併合後の発行済株式総数 | 325,080,956株 |

(注)「株式併合により減少する株式数」は、併合前の発行済株式総数の株式併合の割合を乗じた理論値です。

④株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が2分の1に減少することになりますが、純資産等は変動いたしませんので、1株当たりの純資産額が2倍となり、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて配分いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりでございます。

(平成29年3月31日現在)

| | 株主数 (構成比) | 所有株式数 (構成比) |
|------------|------------------|-----------------------|
| 2株未満のみ所有株主 | 408名 (1.5%) | 408株 (0.0%) |
| 2株以上所有株主 | 27,188名 (98.5%) | 650,161,504株 (100.0%) |
| 全株主 | 27,596名 (100.0%) | 650,161,912株 (100.0%) |

(注) 上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、2株未満の株式のみご所有の株主様408名(所有株式数の合計408株)は、株主としての地位を失うこととなります。単元未満株式を有する株主様は、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくこと

も可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

(6) 発行可能株式総数

株式併合の効力発生日における発行可能株式総数は、株式の併合割合に応じて、900,000,000 株といたします。

3. 定款変更

(1) 変更の目的

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴うものです。

なお、本定款変更は、会社法第 182 条第 2 項および第 195 条第 1 項の定めに従い、株主総会における定款一部変更の決議を経ずに行います。

(2) 変更の内容

当社定款は、上記「2. 株式併合」を内容とした株式の併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線部は変更部分を示します)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>18</u> 億株とする。 | (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>9</u> 億株とする。 |
| (単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。 | (単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。 |

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の日程

| | |
|----------------|-----------------------|
| 取締役会決議日 | 平成 29 年 5 月 10 日 |
| 定時株主総会決議日 | 平成 29 年 6 月 28 日 (予定) |
| 単元株式数の変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |
| 株式併合の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |
| 定款一部変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |
| 端数株式処分代金のお支払い | 平成 29 年 12 月上旬 (予定) |

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きとの関係で、平成 29 年 9 月 27 日をもって、東京証

券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

以 上

添付資料（ご参考） 単元株式数の変更および株式併合についてのQ&A

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合についてのQ&A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A 1.

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

株式併合とは、複数の株式を併せて、それにより少数の株式にすることです。今回当社では、2 株を 1 株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数変更と株式併合の目的は何ですか。

A 2.

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はこの趣旨を踏まえ、平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

併せて、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を勘案し、当社株式について 2 株を 1 株にする併合を行うことといたしました。

Q 3. 株主の所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 3.

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月末日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に、2 分の 1 を乗じた株式数(1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の前後で、所有株式数及び議決権数は以下のとおりとなります。

| | 効力発生前 | | 効力発生後 | | |
|-----|---------|------|---------|------|-------|
| | 所有株式数 | 議決権数 | 所有株式数 | 議決権数 | 端数株式 |
| 例 1 | 5,000 株 | 5 個 | 2,500 株 | 25 個 | なし |
| 例 2 | 1,333 株 | 1 個 | 666 株 | 6 個 | 0.5 株 |
| 例 3 | 400 株 | なし | 200 株 | 2 個 | なし |
| 例 4 | 229 株 | なし | 114 株 | 1 個 | 0.5 株 |
| 例 5 | 1 株 | なし | なし | なし | 0.5 株 |

- ・株式併合の結果、1 株に満たないような株式(以下「端数株式」)が生じた場合(上記例 2、4、5 のような場合)は、すべての端数株式を当社が一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。端数株式相当分の処分代金は、平成 29 年 12 月上旬にお送りすることを予定しております。
- ・効力発生前のご所有株式数が 2 株未満の株主様(上記例 5 のような場合)は、株式併合により、すべてのご所有株式が端数株式となり、株主様としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 4. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 4.

株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増し、または買取りをご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。

なお、単元未満株式の買増し、買取りのお申し出は、お取引のある証券会社において受け付けております。証券会社に口座を作られていない株主様は、後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 5. 株式併合により、資産価値への影響はありますか。

A 5.

株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式市況の動向等他の要因を別にすれば、株主様ご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。

株式併合後においては、ご所有の当社株式数は2分の1となりますが、1株当たりの純資産額は2倍となります。また、理論上の1株当たりの株価は、株式併合前の2倍となります。

Q 6. 株式併合後に受け取る配当金への影響はありますか。

A 6.

株式併合により株主様のご所有株式は2分の1となりますが、株式併合の効力発生後においては、株式併合後の株式数を基に1株当たりの配当金を設定させていただく予定です。業績変動等の他の要因を除き、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはありません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社又は以下の株主名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社
同連絡先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号 0120-782-031 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00 ~ 17:00 (土、日、祝日等を除く)